

飼い主のいない猫対策にかかる活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（平成22年制定）に基づき、飼い主のいない猫の減少および周辺的生活環境の保全を図るために、県内（大津市を除く。以下、同じ。）に生息する飼い主のいない猫対策としての「地域猫活動」への取り組みに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）飼い主のいない猫

特定の飼い主がいない猫をいう。

（2）地域猫活動

活動する地域の自治会、または自治会等の了承を得たボランティアグループが、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、当該猫を適正管理（原則として、時間・場所を定めて給餌・糞尿処理を適正に実施し、周辺の清掃を行うこと）する活動をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助対象事業者は、地域猫活動を行う自治会またはボランティアグループとする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、地域猫活動に要する別表に掲げる経費とする。

（補助額）

第5条 前条の経費に対する補助額は、補助事業者に対し1の活動地域ごとに8万円を上限として、年度ごとの申請総数を考慮し、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請については、次の書類を提出しなければならない。

なお、知事はこれらの書類の写しについて活動地域を所管する市町担当課へ提供することができるものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1-1号)
- (2) 事業計画書(様式第1-2号)
- (3) 収支予算計画書(様式第1-3号)
- (4) 役員名簿(法人または団体の場合)
- (5) 申請者が、活動する地域の自治会でない場合にあっては、当該自治会の了承を得て行う活動である旨の同意書(様式第1-4号)
(ただし自治会がない地域にあっては、当該活動地域を所管する市町の意見書(様式第1-5号))

2 申請書の提出期限は、令和8年1月31日とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および遂行状況を記載した書面を知事に提出してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条

- (1) 知事は、補助事業者に対し、当該地域猫活動の状況について報告を求めることができる。
- (2) 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する事業実績報告については、事業完了日から起算して30日を経過する日または令和8年3月15日のいずれか早い期日までに次の書類を提出しなければならない。

なお、知事はこれらの書類について活動地域を所管する市町担当課へ提供することができるものとする。

- (1) 活動実績報告書(様式第2-1号)
- (2) 活動状況報告書(様式第2-2号)
- (3) 活動状況等の写真
- (4) 補助対象経費支出内訳書(様式第3号)
- (5) 支出を証する書類(領収書等の写し)
- (6) その他知事が必要と認めた資料

2 第6条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る収入および支出等を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第11条 規則およびこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、動物保護管理センター所長を経由しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告および第14条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第13条 標準事務処理期間は次のとおりとする

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度において適用する。

別表

補助対象経費	対象経費の内容
(1) 捕獲費	捕獲用具購入費用 等
(2) 手術費	不妊去勢に係る手術費用
(3) 搬送費	動物病院等への搬送に係る燃料購入費 等
(4) 飼料費	捕獲用餌および給餌用具購入費 等
(5) 糞尿等処理費	トイレ資材および清掃用具購入費 等
(6) 地域猫活動経費	啓発用品購入費用およびチラシ等作成費用等
(7) その他	知事が必要と認める経費